

◆◆◆目次◆◆◆

1. 「平成 29 年度 STOP! 冬季労働災害プロジェクト」の実施について
2. 特定（産業別）最低賃金の改正を決定
3. 12月31日から1月31日まで「年末年始無災害運動」を実施します

★★

1. 「平成 29 年度 STOP! 冬季労働災害プロジェクト」の実施について

冬季における飛騨地区は、降雪、低温などの冬季特有の気象条件の影響を受け、積雪・凍結・寒冷に起因した冬季特有の労働災害が毎年多発しています。

平成 25 年度から 28 年度までの休業 4 日以上の冬季労働災害 197 件のうち、約 4 割にあたる 79 件が積雪や凍結等に起因した冬季特有の労働災害となっています。

また、79 件の冬季特有の労働災害のうち、半数以上が路面の凍結等による転倒災害となっているほか、雪下ろし時等における墜落・転落災害やスリップ等による交通労働災害、換気の不十分な場所における燃烧系暖房器具等使用時の一酸化中毒等も散見されます。

このため、高山労働基準監督署では、事業場における自主的な安全衛生管理活動の一層の推進を図り、冬季労働災害の防止を目指して「STOP! 冬季労働災害プロジェクト」を実施します。

◆実施期間 平成 29 年 12 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日

◆問合せ先 岐阜労働局 高山労働基準監督署 TEL 0577-32-1180

★★

2. 特定（産業別）最低賃金の改正を決定

岐阜労働局は、岐阜県の区域に適用される 3 件の特定最低賃金の最低賃金額を、それぞれ以下のとおり引き上げる決定をしました。

改正発効日は平成 29 年 12 月 21 日となり、特定最低賃金は、県内の対象業種の事業場で働く基幹的労働者約 4 万人に適用されます。

「電機」：現行 829 円 → 846 円（引上げ額 17 円）

「自動車」：現行 872 円 → 890 円（引上げ額 18 円）

「航空機」：現行 917 円 → 931 円（引上げ額 14 円）

◆問合せ先 岐阜労働局労働基準部賃金室 TEL：058-245-8104

◆岐阜労働局 HP

http://gifu-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/roudou_kijyun/chingin.html

★★

3. 12月31日から1月31日まで「年末年始無災害運動」を実施します

岐阜労働局では、年末年始の2ヵ月間（12月1日から1月31日まで）の死亡災害ゼロを目指して年末年始無災害運動を実施します。

過去5年間の死亡災害の月別発生状況をみると、12月が最も多く、次いで1月が多い状況となっています。

年末時期の大掃除等を契機とした5S（※）の徹底や、年始時期の作業再開時の安全確認の徹底を含め、死亡災害ゼロに向けた取り組みを推進しましょう。

※5Sとは

整理(Seiri)、整頓(Seiton)、清掃(Seisou)、清潔(Seisou)、しつけ(Shitsuke)の頭文字Sをとったもので、単なる美化活動ではなく、職場の抱える課題を解決するための改善活動です。

◆問合せ先 岐阜労働局労働基準部健康安全課 TEL：058-245-8103

★★

***** メールマガジンの配信中止・アドレス変更 *****

配信中止・アドレス変更を希望される場合は、下記の要領でメールにてご連絡ください。

タイトル：【メールマガジン配信中止】又は

【メールマガジン配信先 アドレス変更】

本文：事業所・団体名、氏名

アドレスを変更する場合は、新・旧アドレス

送信先：rousei555@city.takayama.lg.jp までご連絡ください。